

亀山市会計規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年12月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第28号

亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>指定納付受託者の指定</u>)</p> <p>第20条の2 市長は、<u>法第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、会計管理者に協議しなければならない。これを変更しようとし、又は取り消そうとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>指定納付受託者</u>を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>指定納付受託者</u>の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) <u>指定納付受託者の指定をした日</u></p> <p>(3) <u>指定納付受託者に納付させる歳入</u></p> <p>(4) <u>指定納付受託者に歳入を納付させる期間</u></p>	<p>(<u>指定代理納付者の指定</u>)</p> <p>第20条の2 市長は、<u>法第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>を指定しようとするときは、あらかじめ、会計管理者に協議しなければならない。これを変更しようとし、又は取り消そうとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、<u>指定代理納付者</u>を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>指定代理納付者</u>の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) <u>指定代理納付者に納付させる歳入</u></p> <p>(3) <u>指定代理納付者に歳入を納付させる期間</u></p>

(5) その他必要な事項

(4) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の亀山市会計規則の規定の適用については、なお従前の例による。